仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条

の規定により提出します。

平成二十三年三月十五日

提出者

議会運営委員会

委員長

庄 司 俊

充

台市議会議長

仙

野 田 譲 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

に加える。 第二条第一号から第四号までの規定中「十人」を「十一人」に改め、 仙台市議会委員会条例(昭和三十四年仙台市条例第六号) の一部を次のように改正する。 同条第四号に次のよう

- 4 ガス局の所管に関する事項
- 第二条第五号中「十人」を「十一人」に改め、 同号に次のように加える。
- 3 水道局の所管に関する事項
- 4 交通局の所管に関する事項

第二条第六号を削る。

則

この条例は、平成二十三年五月二日から施行する。

理由

改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 議員定数の改定を考慮し、常任委員会の委員の定数を改定する等のため、 現行条例の一部を